狂犬病予防法施行規則改正！

令和９年からの

狂犬病予防注射は

4月1日以降

に受けてください！



3月は ✕

令和9年からは
3月に受けた注射は

令和９年度の接種としては認められません。



令和9年3月31日(水)までに
受けた注射は、令和8年度の注射済票

4月は ○

4月1日以降の接種が

令和９年度の接種として認められます。



令和9年4月1日(木)以降
に受けた注射は、令和9年度の注射済票



狂犬病予防注射は、法律で年1回の接種が義務付けられています。
大切な愛犬とみなさんを守るため、ルールを守って接種しましょう。

令和９年度分の済票交付となる接種期間

令和９年４月１日(木) ～ 令和10年３月31日(金)

お問い合わせ　羽生市役所 健康づくり推進課 TEL:048-561-1121 内線174